

## 京都市上下水道局告示第3号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

### 1 委託の相手

京都市右京区梅津森原町16番地

一般財団法人京都市上下水道サービス協会

### 2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) 前号に付帯する事務

### 3 委託の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)